平成２９年（フ）第７８号
三重県四日市市三重４丁目３番地　32―205
債務者　和田ケイコこと　ＫＯＤＡＩＲＡ　ＭＡＲＣＩＡ　ＫＥＩＫＯ
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
三重県四日市市波木南台１丁目166番地
債務者　穂園　静香（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
京都市右京区山ノ内五反田町17番地２　ヴィヴィ・セムブラード101
債務者　山内　啓市
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
京都市右京区山ノ内五反田町17番地２　ヴィヴィ・セムブラード101
債務者　山内由岐子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
兵庫県西宮市大井手町９番24―203号
債務者　藤原　春士
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３９号
奈良県大和郡山市今国府町586番地10
債務者　竹下　朝男
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９１号
愛媛県松山市富久町441番地７
債務者　冨永小百合
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９３号
愛媛県松山市余戸東２丁目３番22号
債務者　谷口　芳郎
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
愛媛県松山市萱町６丁目140番地２　松山西ハイツ501号
債務者　山中　結衣
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０６号
愛媛県松山市味酒町２丁目１番地３　ラッキー味酒ハイツ901号
債務者　久保田　司
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９８号
福岡県久留米市長門石１丁目９番37―105号
債務者　佐藤　一之
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３８号
福岡県田川市大字伊田4415番地１　多加和ホーム21号
債務者　橋本　龍幸
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２０８号
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰2815番地１　ラフィネ21　201
債務者　嶋村　光洋
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
鹿児島県南さつま市加世田武田7131番地
債務者　寺田　美幸（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第４３号
鹿児島県出水市下鯖町426番地　鶴亀タウン東６棟201号
債務者　金﨑祐美子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
岩手県北上市北鬼柳33地割42番地４サンライツ北上105号
債務者　眞田　左弓
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１６号
宮城県柴田郡大河原町字新東33番地６
債務者　佐藤　美昭
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部